

○川南町環境啓発看板交付要綱

令和6年2月15日告示第17号

川南町環境啓発看板交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、町民の生活環境の向上及び地域の環境美化の推進のため、予算の範囲内において環境啓発看板を無料で町内の団体等に対して交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 団体等 自治公民館、振興班、地域美化活動団体、川南町ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱（令和6年5月17日告示第104号）に基づき設置した団体、その他町長が認めた団体をいう。

(2) 地域美化活動団体 次に掲げる全ての要件に該当する団体をいう。

ア 地域美化活動を連続して5年以上行ってきた実績があること。

イ 現に活動を行っていること。

ウ 自主的かつ主体的に、無償で公共用地等の清掃活動を実施していること。

(3) 不法投棄等 廃棄物、自転車等をみだりに投棄すること、若しくは廃棄物の不適正な埋立処分をすること、又は缶、瓶、紙、プラスチックその他の容器及び包装、たばこの吸い殻、ガムのかみかす、紙くずその他散乱性の高いごみをみだりに捨てることをいう。

(4) 環境啓発看板 犬のふんの放置、不法投棄等の防止その他環境美化の推進に資することを目的とした看板をいう。

(環境啓発看板の種類)

第3条 交付する環境啓発看板の種類は、次のとおりとする。

(1) 犬のマナー啓発看板（犬のふんの放置の防止を目的とした看板をいう。）

(2) 不法投棄等防止看板（不法投棄等の防止を目的とした看板をいう。）

(3) 町の発行する「ごみの分別・出し方一覧表」のラミネート加工看板（ごみの分別を推進するものであり、ごみの集積所に設置する場合に限る。）

(4) その他 町長が必要と認めた看板

(交付対象者)

第4条 環境啓発看板の交付の対象となる者は、団体等とする。

(設置の要件)

第5条 環境啓発看板を設置する場所は、次に掲げる要件の全てを満たす場所でなければならない。

(1) 環境啓発看板が個人のためのものであると誤解を与えないこと。

(2) 犬のふんの放置又は不法投棄等が複数回行われたこと。

(3) おおむね100メートル以内に環境啓発看板が既に設置されていないこと。ただし、町長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

2 環境啓発看板の交付を受けようとする団体等は、環境啓発看板を設置しようとする場所の所有者等から設置の許可を受けなければならない。

(交付の枚数)

第6条 環境啓発看板の交付の枚数は、1団体等につき同一年度内に3枚以内（第3条第3号に規定する看板は、1枚）とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めたときは、同項に規定する限度を超えて当該必要とする枚数を交付することができる。

(交付申請)

第7条 環境啓発看板の交付を受けようとする者は、環境啓発看板交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 設置場所の所有者等から設置の許可を受けたことを証明する書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、環境啓発看板の交付を適当と認めたときは、環境啓発看板の交付を決定するとともに環境啓発看板交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした団体等に通知するものとする。

(交付)

第9条 町長は、前条の規定により交付の決定をしたときは、団体等に対し環境啓発看板を交付する。

(交付を受けた団体等の責務)

第10条 環境啓発看板の交付を受けた団体等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない

い。

- (1) 責任を持って環境啓発看板の運搬、設置及び維持管理をすること。
- (2) 環境啓発看板の運搬、設置及び維持管理に要する経費を負担すること。
- (3) 設置する場所の所有者等が許可した場所に環境啓発看板を設置すること。
- (4) 前条の規定による交付後、速やかに環境啓発看板を設置するとともに、設置後14日以内に設置場所を明示した環境啓発看板設置報告書（様式第3号）を町長に提出すること。
- (5) 環境啓発看板の目的を達成することが困難となったときは、環境啓発看板廃止申出書（様式第4号）を町長に提出し廃棄又は撤去を行うこと。
- (6) 環境啓発看板に関する町の調査に協力すること。

（環境啓発看板の返還）

第11条 環境啓発看板の交付を受けた団体等は、次の各号のいずれかに該当するときは、環境啓発看板を町長に返還しなければならない。

- (1) 前条に規定する責務を果たさなかったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、環境啓発看板の交付を受けたとき。

（交付管理簿等）

第12条 町長は、環境啓発看板の種類ごとに環境啓発看板交付管理簿（様式第5号）及び環境啓発看板の設置場所が分かる図面を整備する。

（委任）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

環境啓発看板交付申請書

年 月 日

川南町長 様

団体等の名称
代表者等 住 所
氏 名
連絡先

川南町環境啓発看板交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

希望する看板	<input type="checkbox"/> 不法投棄禁止看板 <input type="checkbox"/> 犬のマナーの啓発看板 <input type="checkbox"/> ごみの分別・出し方一覧表のラミネート加工看板 <input type="checkbox"/>
看板の設置目的	
看板設置予定日	年 月 日
看板設置場所	※ 必ず写真を添付すること
希望交付枚数	枚 ※ 1団体等につき同一年度内3枚まで（ラミネート加工看板は1枚まで）
備 考 欄	

様式第2号（第8条関係）

文書番号
年 月 日

団体等の名称
代表者等 住 所
氏 名
連絡先

川南町長

環境啓発看板交付決定通知書

年 月 日付け環境啓発看板交付申請について、川南町環境啓発看板交付要綱第8条の規定により、次のとおり環境啓発看板の交付を決定しましたので通知します。

交付する看板	
交付する枚数	枚
交 付 条 件	次の各号を遵守すること。 (1) 責任を持って環境啓発看板の運搬、設置及び維持管理をすること。 (2) 環境啓発看板の運搬、設置及び維持管理に要する経費を負担すること。 (3) 設置する場所の所有者等が許可した場所に環境啓発看板を設置すること。 (4) 前条の規定による交付後、速やかに環境啓発看板を設置するとともに、設置後14日以内に設置場所を明示した環境啓発看板設置報告書（様式第3号）を町長に提出すること。 (5) 環境啓発看板が破損又は汚損し、その目的を達成することが困難となったときは、環境啓発看板廃止申出書（様式第4号）を町長に提出し廃棄又は撤去を行うこと。 (6) 環境啓発看板に関する町の調査に協力すること。

様式第3号（第10条関係）

環境啓発看板設置報告書

年 月 日

川南町長

様

団体等の名称
代表者等 住 所
氏 名
連絡先

年 月 日付けで交付決定のあった環境啓発看板について、申請
のとおり設置しましたので、川南町環境啓発看板交付要綱第10条の規定によ
り次のとおり報告します。

設置状況の写真

※ 設置した場所と看板が鮮明に判別できる写真を貼付又は印刷すること。

様式第 4 号 (第10条関係)

環境啓発看板廃止申出書

年 月 日

川南町長 様

団体等の名称
代表者等 住 所
氏 名
連絡先

交付を受けていた環境啓発看板について、川南町環境啓発看板交付要綱第 1 0 条の規定により次のとおり廃止を申し出ます。

廃止する看板	<input type="checkbox"/> 不法投棄禁止看板 <input type="checkbox"/> 犬のマナーの啓発看板 <input type="checkbox"/> ごみの分別・出し方一覧表のラミネート加工看板 <input type="checkbox"/>
廃止する枚数	枚
看板撤去場所	※ 必ず写真を添付すること
廃止理由	<input type="checkbox"/> 環境美化看板が破損汚損し、本来の目的を達成することが困難となったため。 <input type="checkbox"/>
備考欄	

